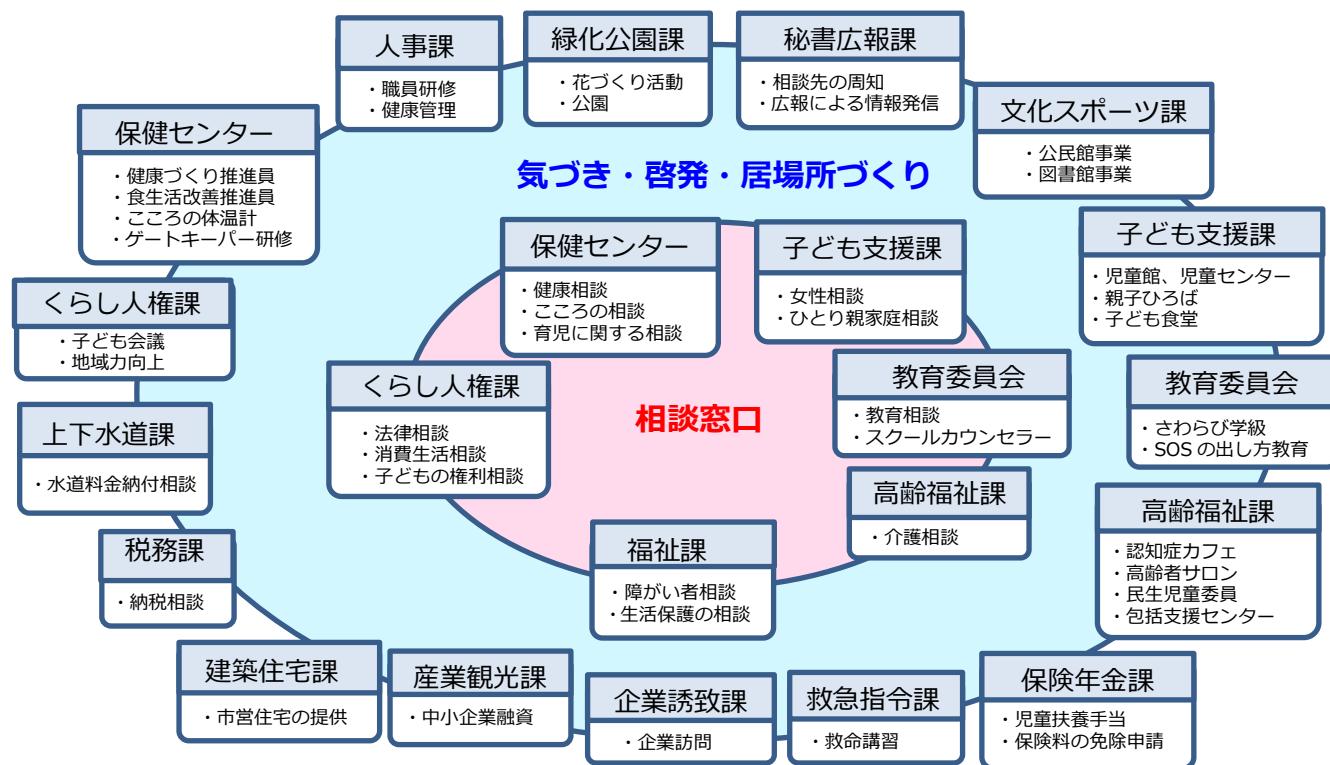


第5章 計画の推進体制

1 推進体制

自殺対策は、地域・行政・関係機関がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働して取り組んでいく必要があります。

自殺対策計画のイメージ図



庁外関係機関

保健所・医師会・歯科医師会・薬剤師会・社会福祉協議会・商工会議所・商工会・警察署・労働基準監督署・保護司会
幼稚園・保育園・学校・子ども相談センター・人権擁護委員・ホーリークロスセンター・岐阜県いのちの電話協会
岐阜県精神保健福祉センター

2 進行管理

各事業の進行管理については、毎年度庁内基本施策の実施状況を把握し、地域ネットワーク会議（健康づくり推進協議会）において設定した数値目標や成果目標の達成状況を評価します。毎年1回開催する自殺対策推進本部（政策会議）では、庁内関係部局間の連携を図り、計画の総合的かつ効果的な推進について協議します。

